

協同組合の共益と公益

—「地域社会への関与」の観点から—

摂南大学農学部 教授

J A共済総合研究所 客員研究員 北川 太一

目次

- | | |
|---|--|
| 1. 協同組合のアイデンティティ確立と
共益・公益 | 4. 近年における実践事例—「令和4年
度JA共済総研セミナー」の報告から— |
| 2. 協同組合の共益と公益をめぐる議論 | 5. 共益と公益を実現する協同組合に向
けて—アイデンティティ原則と協同組
合基本法をめぐって— |
| 3. 協同組合の公益への関心の高まり
—地域政策の変化と「小さな協同」— | |

1. 協同組合のアイデンティティ確立 と共に 共益・公益

協同組合のアイデンティティ原則に関する議論が、国内外で深まりつつある。ここでアイデンティティという言葉を、私たち（組織や団体も含めて）がこの世に存在する意味・証^{あかし}と捉えたとき、協同組合が自らのアイデンティティを確立するためには、以下の点に取り組む必要がある¹。

第一は、協同組合の理念（協同組合に携わる人たちの思いや願い）および強みや有効性を明確にし、それらを関係者の間で共有することである。アイデンティティ原則や、それを踏まえて作られるビジョン・綱領は、極めて重要な位置を占めている。

第二は、単に理念を振りかざすだけではなく、協同組合らしい事業（経済的取引をベースとしたビジネス）や活動（組合員を中心とした主体的な取組み）を実践することである。資本主義システムに身を置く協同組合にとっては市場経済が正常な機能を果たすことが重要であるが、残念ながら決してそれは万能ではない。自然・環境の破壊、雇用・労働条件

の悪化、食品偽装表示など食の安全・安心も含めた企業倫理の欠如、さらにはさまざまな格差問題の発生など、いわゆる「市場の失敗」と呼ばれる多くの事象に現代は直面している。協同組合には、こうした市場経済の限界・欠陥を是正・克服するための有効な事業方式（ビジネスモデル）を確立しなければならない。

第三は、協同組合の理念と実践に対する認知を広く社会に浸透させることである。そのためには、協同組合の目的が、共益（組合員にとっての共通の利益）と同時に、地域の公益（組合員だけではなく、資源や環境も含めた地域社会にとっての利益）の実現にあることを広く内外に発信する必要がある。

言うまでもなく、農協をはじめとする協同組合は、制度的にはメンバーシップ制（組合員による出資、事業利用、運営参画という三位一体性）を原則としており、組合員の利益増進を事業によって実現する組織である。したがって協同組合は、組合員の暮らしに関する課題を解決し共通の利益を追求する共益組織と言える。しかし、2010年代に顕著になった「農協改革」（国や政府、経済団体からの改

1 北川太一「協同組合のアイデンティティと地域社会への関与」『協同組合研究誌 にじ』No. 686 (2023年冬号)。

革要請) の議論で典型的であったように、協同組合は限定された組合員のための利益団体である、という誤解が根強く存在する。こうした協同組合に対する誤解を払しょくし理解へと転換するためには、協同組合が組合員の利益増進だけではなく、地域社会の発展をはじめとする公益に関与していることを実践でもって示す必要があろう。

2. 協同組合の共益と公益をめぐる議論

(1) ロッチデール組合と地域社会

制度的には共益の組織として位置づけられる協同組合であるが、現実の協同組合が組合員のみを対象とした閉じられた組織として活動を行ってきたかというと、決してそうではない。この点について、これまでの経過をふり返りながら考えてみる。

1844年、イギリスで設立されたロッチデール公正先駆者組合は、産業革命の時代において悪徳な商人や資本家から身を守るべく、労働者たちが出資金を出し合い自分たちの暮らしを守るために、必要な物資を共同で調達して分け合うために作られたしくみである。設立にかかわった先駆者たちは、①目方や品質を正しくする、②掛け売りは認めない、③代金は引き渡しと同時にを行う、④剰余は購買高に比例して配分する、⑤出資金に対し3.5%の利子を支払い配当は四半期ごとに公表する、といった組合とそれを構成するメンバーたちの利益を守ることを目的としたルール(原則)を作った。

ただし、先駆者たちは、組合や自分たちの暮らしを守ることができればよい、という考え方で終始してはいなかった。当初より、自立的なコミュニティ(ホーム・コロニー)

の建設を構想し、「市価で販売し、商人と競争しない」として地元の零細業者との共存共栄をはかりながら、「犯罪や競争のない産業社会を建設するため協同組合の商工業を発展させる」として、自分たちが居住する地域社会をより良くすることを視野に入れていた。また、実現には至らなかったものの、将来的には自前の工場や畠を所有し、地域の人たちを雇い、そこで自給できるコミュニティの建設をめざしていたという²。

このようにロッチデールの先駆者たちは、組合員の暮らしを守る(共益性の追求)と同時に、組合が立地する地域社会がより良くなること(公益性の追求)も、協同組合の重要な目的と考えていた。

(2) 「レイドロー報告」の提起—四つの優先分野—

1980年、モスクワで開催されたICA(国際協同組合同盟)大会において、A. F. レイドロー氏が中心となってまとめた「レイドロー報告」が採択された。この報告は、『西暦2000年における協同組合』のタイトルが示すように、今後の内外の環境変化を見通しながら協同組合運動の将来を展望したものであり、後年採択される「95年原則」で示された協同組合の定義と価値、「地域社会への関与」をはじめとする7つの原則の内容にも大きな影響を与えたとされる。

「レイドロー報告」の中身は明快であり、今読み返しても多くの点で納得でき示唆が与えられるが、とりわけ「将来の選択」として示された、協同組合が優先して取り組むべき四つの分野が重要である³。以下、その内容について、現代的な取組み課題も含めて紹介

2 ジョージ・ヤコブ・ホリヨーク著(財団法人協同組合経営研究所訳)『ロッチデールの先駆者たち』財団法人協同組合経営研究所(1968年)、363~365ページ。

3 A. F. レイドロー(日本協同組合学会訳編)『西暦2000年における協同組合[レイドロー報告]』日本経済評論社(1989年)、第V章を参照。

しておく。

① 世界の飢えを満たす協同組合

協同組合は、食料の生産・販売の役割だけではなく生産者と消費者の橋渡しを率先して行い、農地を護ることから長期的な食料供給に至る「総合的食料政策」の確立に貢献することが重要であると説いた。現代においては、農協をはじめ第一次産業にかかわる協同組合はもとより、食と農の共生をめざした「食農政策」の樹立が求められている。2020年3月に策定された「第5次 食料・農業・農村基本計画」では、農は「国^{もとい}の基」との認識を深めて「食と農とのつながりの深化に着目した新たな国民運動」の展開が提起されており、今後ますます協同組合の役割が重要になると考えられる。

② 生産的労働のための協同組合

雇用の問題に真摯に取り組み、労働者協同組合を積極的に評価しながら、事業や運営の一部をゆだねるなど既存の協同組合が連携していく必要性を述べた。わが国では後述するように、特に2000年代に入って人間どうしのつながりの原理を尊重し、利益追求にとらわれず地元の豊かな有形無形の資源を活用する「小さな協同」が地域で生まれつつある。2022年10月には、労働者協同組合法が施行された。これらの動きを各協同組合が自分ごととして受け止め、地域の活動に向き合い、自助、互助（近助）、共助、公助を紡ぐ新しい協同のネットワークの構築に努めることが求められている。

③ 保全者社会のための協同組合

競合企業を意識した価格訴求や広告宣伝のみに頼らず、組合員との緊密な結びつきを重視し、利用者が抱きがちな消費欲への追随や資源浪費的な購買行動に歯止めをかけるべきであり、「消費者主権」（支払う金に見合った価値を受け取るべきだとするルール）を拡

大解釈すべきではないと注意を喚起した。組合員主権をどう考えるか、複数の事業を兼営する総合事業性の強みをどう発揮するか、何よりも大規模経済の追求だけではない組合員の目線に合った協同組合らしい事業方式をどう構築するかが厳しく問われている。

④ 協同組合地域社会の建設

協同組合が人々の生活にとって非常に重要な意味を持ち、多くの種類の協同組合を活用することができる地域社会をミクロレベルで構想し、「社会的接着剤」としての協同組合の役割に期待した。協同組合が地域社会の将来にどのような展望を持ち積極的に関与するのか、そのためにクリアしなければならない条件は何か、これらの解明がきわめて重要な理論的・実践的課題になっている。

⑤ 95年原則と国際協同組合年

1995年に改めて制定された協同組合原則「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」では、第7原則として新たに「地域社会（コミュニティ）への関与」（Concern for Community）が定められ、協同組合が持続可能な地域社会の実現のために積極的な役割を果たすとされた。

2012年には、国連が国際協同組合年（International Year of Co-operatives=IYC）と定めて、協同組合と地域社会との関係について注目が集まるようになった。そこでのスローガンは、「協同組合がよりよい社会を築きます」（Co-operative enterprises build a better world）であり、これは、組合員共通の利益（共益）を追求する組織としての協同組合が、真摯に事業や活動を展開することによって豊かな地域社会づくり、すなわち組合員のみならず地域住民も含めた公の利益（地域の公益）を実現することが協同組合の使命であること、そして、協同組合が積

極的に公益を追求していくこと（＝地域社会を豊かにすること）が、組合員のくらし（共益）をより良くするという認識に立つものである。協同組合の事業や活動を通して共益と公益との相互循環的な関係を構築することこそが、行政や民間企業では發揮できない協同組合の重要な社会的役割であるとされた。

さらに2023年11月、国連は「社会開発における協同組合」（Cooperatives in Social Development）と題する決議を行い、その中で2025年を再び国際協同組合年とすることを宣言した。2012年の国際協同組合年も契機となって、飢餓や貧困の解消、食料の安定供給、女性の地位向上などの多様な人びとの社会参加、気候変動や環境問題への対応など、SDGsの実現をはじめとする社会的な問題解決に向けた協同組合の貢献が改めて評価されたといえる。

3. 協同組合の公益への関心の高まり —地域政策の変化と「小さな協同」—

このように、ロッヂデール組合を嚆矢とする協同組合における公益の位置づけは、95年原則の第7原則の制定によって明確になり、さらには2度にわたる国連による国際協同組合年の採択でもって評価が与えられたと言えるであろう。では、日本においてはどうであろうか。それは、21世紀に入って関心が高まり、地域での実践が展開したとみることができよう。その背景として、地域社会をとりまく外部条件（政策的な与件・基調）の変化、ならびに新しい動きも含めた地域社会内部の変化がある。

21世紀に入って以降、“地域でできることは地域に”をスローガンとした地域の自立（自

律）を促す政策が進められ、地域の受け皿機能を果たすべく地方自治体を強化するために市町村行政合併が強力に進められた。ところがそのことが、地域の住民と自治体行政との距離感を生み、自治体職員の削減もあって現場に情報が伝わらない、現場の声が届かないといった事態を惹起した。また、伝統的なコミュニティの脆弱化、高齢・少子化時代のなかでの異世代連携の希薄化、暮らしをめぐる安全・安心の脅威が進んだのもこの頃である。農山村では、農林地をはじめとする地域資源の荒廃が、市街地においても駅前商店街のシャッター街化や街なか人口の空洞化といった現象がみられ、格差問題が顕在化したのである⁴。

その一方で、集落や小学校区などの小地域では新しい動きもみられた。条件不利地域である農山村地域を中心に、危機感をバネにした地域住民主体の既存の枠組みにとらわれない動きや、地域社会における新しい担い手とも言うべき「小さな協同」の形成があった。例えば、「地域設立型法人」（集落型農業法人）の設立と事業展開⁵、定年帰農も含めた農業・農村に飛び込む人たちの出現、NPOを中心とした非営利・公益セクターの台頭などである。こうした動きの根底には、震災や集中豪雨といった自然災害を契機としたボランティアや地域貢献意欲の高まり、上述した行政合併をはじめとする地域政策の基調変化を受けて、自分たちが住む地域を見つめなおそうとする意識の醸成があったと考えられる。

各地で生まれた地域住民主体の活動は、「公から民へ」という言葉に代表される民営化の動きの中で生じたものも多い。そこでは、できる限り市場経済への公的な関与をなくし

4 この点の詳細は、北川太一「農村地域再生と協同組合の課題」増田佳昭編『大転換期の総合JA－多様性の時代における制度的課題と戦略－』家の光協会（2011年）を参照。

5 北川太一編著『農業むらくらしの再生をめざす集落型農業法人』全国農業会議所（2008年3月）を参照。

て、自由な経済活動として民間に委ねていくことが望ましいという考え方があり、市町村合併に代表される行政組織の合理化も相まって進められた。ただし、

「小さな協同」の活動は、必ずしも狭い意味での利益追求にとらわれていない。大規模な経済に対して、地元の資源を活用するなど地域内の循環型経済を大切にした協同の活動を展開していた。しかもそれは、多数の供給者と需要者が「見えざる手」といった市場原理によって利益が達成されるのではなく、組織

(見える関係を重視した人間どうしのつながり) の原理を尊重しながら、活動に関わる人たちの満足向上をめざしていたと言える。このような地域における「小さな協同」の広がりは、共益組織としての特性を有する協同組合にとっては、地域社会に積極的に対応する組織としての役割をどこまで發揮しうるのか、「小さな協同」とどのように連携していくかという課題を突き付けられたと言える。

4. 近年における実践事例－「令和4年度JA共済総研セミナー」の報告から－

協同組合による地域社会への関与の取組みとして、2023年3月に開催されたJA共済総合研究所主催のセミナー報告から、二つの実践事例をあげておきたい⁶。

第一は、「特定非営利活動法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん」(長野県安曇野市) の取組みである。2000年に導

(図1) 「あんしん」がめざすもの



(出典) 注6文献47ページの図に池田陽子氏が後日加筆したもの。

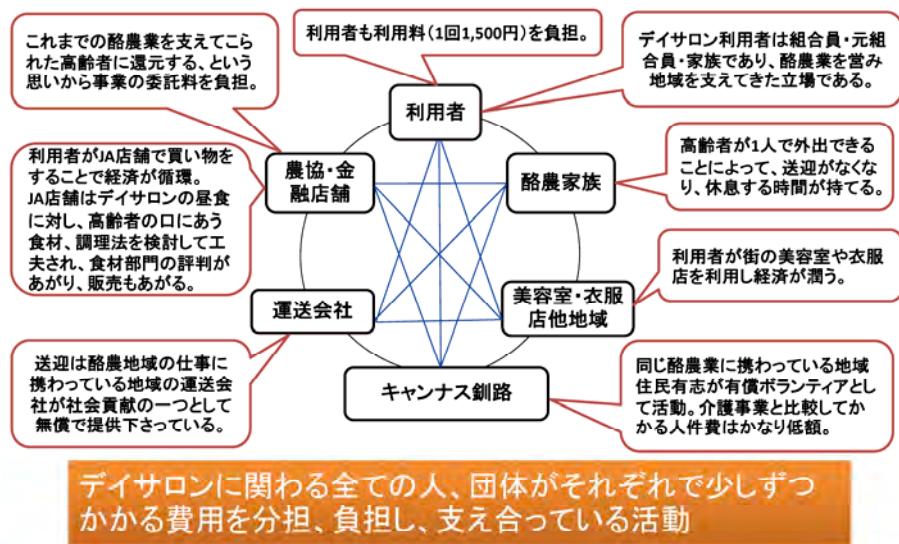
入された公的介護保険制度がきっかけで始まったJAあづみの高齢者福祉活動であるが、公的な制度のみに依存するのではなく、自主的な協同活動として地域の福祉活動を展開するために作られたのが「くらしの助け合いネットワークあんしん」である。食事づくり、掃除、草むしり、菜園の手伝いなど、公的な制度では手が届かない部分を生活支援活動として担うとともに、地域の居場所づくりをめざした「あんしん広場」、学んだことを家庭や地域で実践する「生き活き塾」、さらには学習活動の中から生まれた自給率向上のための直売所「ふれあい市安曇野五づくり畠」、移動購買車「あんしん号」の運行など、さまざまな活動が地域で展開する。そして、2013年にはNPO法人とし、2016年には「地域支え合いセンターあんしん」を設立して、自治体や地域の諸団体とも連携しながら地域包括ケアシステムの一翼を担っている(図1)。

6 詳細は、JA共済総合研究所編集・発行『協同組合による地域貢献－JAの生活支援の活動から考える地域づくり－（令和4年度JA共済総研セミナー）』（2023年7月）に収録された二つの事例報告、池田陽子「皆の願いを実現する地域協同の取り組み－人ととの支え合いの循環があんしんして暮らせる里をつくる－」、竹内美妃「高齢者が元気に過ごせる酪農地帯を目指して－JAはまなかデイサロン15年間の取り組み－」を参照。

第二は、JA浜中町の「JAはまなかデイサロン」（北海道浜中町）の取組みである。酪農地帯である当地域において、2006年、高齢者の外出支援と疾病予防、家族の休息時間の確保を目的としてデイサロンが開設された。JAの会議室を借り、JAからの委託を受けたキャンナス釧路（主に、在宅介護を行う家族に対して支援活動を行うボランティア看護師の組織）が運営する。主な利用者は、これまで地域の酪農を支えてきたJAの組合員とその家族で、JA店舗の利用はもちろん、美容室や衣料品店、町内の運送業（送迎の委託）やオンデマンドバスなど、地域のさまざまな団体や人がデイサロンの運営を支えている（図2）。こうしたしくみが長年にわたって継続した要因には、JAが生活問題に目を向けて女性の意見を取り入れながら酪農家の問題を解決する姿勢を示したこと、国や行政に頼りすぎず介護保険制度とも関係なく実施しているため柔軟な活動が可能であったこと、さらには、看護師によるボランティア組織が中心となって運営することで、それほどの予算も必要としなかつた点があるという。

農協をはじめとする協同組合が持続的な地域社会の発展のために関与するケースには、①協同組合が自己完結的に関与するケース、②協同組合が長年取り組んできた活動がベースとなって広がり地域社会との関係が深

（図2）地域全体で支えるJAはまなかデイサロン



(出典) 注6 文献54ページの図を転載

まっていくケース、③協同組合と地域のさまざまな人や団体が連携しながら展開していくケースが考えられる。ただし、①は広がりや深まりの点で限界があると考えられ、上述した二つの事例は、JAあづみは②、JAはまなかデイサロンは③のケースに相当するであろう。両事例に共通するのは、抽象的に理念のみを追い求めるのではなく、実際に学び実践するという姿勢、あるいは地域で展開するさまざまな活動やめざすべき方向を図で示し、時には現実を調べて数値化するなど、メンバーや地域の人たちに「見える化」している点である⁷。

5. 共益と公益を実現する協同組合に向けて—アイデンティティ原則と協同組合基本法をめぐって—

- (1) アイデンティティ原則を現代的にどう受け止めるか
以上、協同組合と地域社会への関与の問題に関して、これまでの経過を概観するととも

7 JAはまなかデイサロンの事例では、キャンナス釧路の取組みとして町民の生活習慣や健康長寿に関する調査を行い、活動の効果を検証し数字として「見える化」することが行われた。

に、わが国における展開状況を若干の事例も交えて述べてきた。このことも踏まえて、1995年のICAによるアイデンティティ原則を現代的にどのように受け止めればよいのかについて、定義および関連する原則について述べていきたい。

1) 定義—「経済的目的」と「社会的目的」—

協同組合とは、「人々が自主的に結びついた自律の団体」であり（運動体的側面）、「人々が共同で所有し民主的に管理する」組織として（事業体もしくは経営体的側面）、いわゆる協同組合が有する「二面性」を示している。このことから、協同組合の運営にあたっては、事業を行うための費用投入に対して生み出された成果の基準（効率性基準）、および事業を行うことによって達成された組合員の経済的利益・満足増進の基準（有効性基準）が考えられる。協同組合の存在目的が、共益と同時に公益があるとするならば、後者の有効性基準については、組合員だけではなく、地域も含めた社会的な利益・成果がどの程度達成されたかという基準が重要であろう。「レイドロー報告」の言葉を借りるならば⁸「経済的目的と社会的目的を持った企業」である協同組合が、健全な事業体として組合員の経済的な利益を実現すると同時に、社会的な課題にも関心を払いながら、持続可能な社会を創ることに積極的な役割を果たしているかどうかについての考慮が必要である。

2) 第7原則と関係する第5原則、第6原則

第7原則（地域社会への関与）は、組合員を対象にした事業・運営を行う組織である協同組合が、地域社会に根ざした存在になるとをめざすために存在価値を發揮し、住みよい地域社会の建設・発展に向けて積極的な役割を果たさなければならないことが、ICAの

協同組合原則の中で初めて示されたという意味で大切にすべきものである。さらにこれからは、「組合員が承認する」だけにとどまらず、地域住民、地域の自治体や団体、さらには関係する協同組合とのコミュニケーションを重視し連携しながら、地域が抱える課題解決をはかっていくことが求められるであろう。

このように考えると、協同組合の地域社会対応をはじめとする公益目的、社会的目的の問題は、第7原則にのみ関係するものではなく、第5原則「教育、研修および広報」、ならびに第6原則「協同組合間の協同」においても位置づけることが可能である。例えば、協同組合における教育や広報の活動は、まずは大にしている理念や考え方を組合員および役職員が共有すること、次にそれらを、暮らしを中心とした課題を取り上げる活動を通じて考えていくこと、さらには、組合員や役職員にとどめるのではなく、組織外広報も含めて次世代や地域の住民・関係団体とともに学び考える機会をつくることが必要である。同じように、協同組合間の協同（連携）についても、異種協同組合間協同による学習・交流活動や事業連携にとどまらず、地域社会の課題解決をめざした連携、国内外の社会的課題の解決をめざした連帶の重要性が強調されるべきであり、非営利協同セクターはもちろん、地元の中小企業や自治体等も視野に入れた「協同連携」として位置づけられるべきであろう。

(2) 協同組合基本法をめぐって—労働者協同組合法にならう—

2022年10月、労働者協同組合法が施行された。森林組合法（1978年施行）以来の協同組合関連法として注目されているが、この法律

8 A. F レイドロー（日本協同組合学会訳編）『前掲書』99～102ページ。

は労働者協同組合固有の問題にとどまらず、農協をはじめとする協同組合の関係者にとっても受け止めるべき重要な点が示されている。同法の第1条（目的）は、次のように定めている。

「この法律は、各人が生活との調和を保つつつの意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業を行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。」

重要な点の第一は、働く人たちが出資をして組合員となり、運営（意思反映）に主体的に参加し、仕事（労働）をおこすという「協同労働」（出資、運営、労働の一体性）の考え方方が示されていることである。

J Aの女性組織においても、長年の活動が加工グループをはじめとする目的別の組織を生み発展して起業化するケースや、生活指導員として従事した人が退職後地域に戻り、健康、福祉、生活支援、交流、食農教育等の分野で、人や団体を繋ぐネットワーク化をはかる例がみられる。あるいは、上述したように政策主導で農地集積を目的とした集落営農ではなく地域の人たちの合意によって設立され、多くの住民が出資や運営に携わりながら営農やむらづくりの活動を行う地域設立型法人がみられる。J Aグループが重要課題の一つとして位置づけている「地域の活性化」や「地域共生社会の実現」のためには、協同労働の考え方を活かしながら地域で奮闘するさ

まざまな協同活動と向き合い、連携していく必要がある。

第二は、「持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」と規定していることである。上述したように、協同組合は特定の組合員のための利益団体であるという誤解が根強くあり、それらを払しょくし理解へと転換することが求められている。そのためには、再度強調すれば、協同組合の目的が、共益（組合員にとっての共通の利益）と同時に地域の公益（組合員だけではなく資源や環境も含めた地域社会にとっての利益）の実現、すなわち「経済的目的」と同時に「社会的目的」を実現するために事業や活動を開拓する姿を広く内外に示す必要がある。

J A綱領では、前文において「農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします」としたうえで、主文では「農業振興」だけではなく、「わが国の食と緑と水を守ろう」、「安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう」として、95年原則の第7原則を意識した内容を謳っている。しかし、これだけではもはや不十分ではなかろうか。今後はもう一步進んで、例えば農協法（第1条）においては、現行の「国民経済の発展に寄与することを目的とする」から「国民経済および持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする」と規定するなど、労働者協同組合法にならって各種協同組合法の第1条に「持続可能な地域社会の発展」に関する文言が明記されること、さらには協同組合原則で示された理念を法的に位置づけるためにも、協同組合基本法の制定に向けた議論の深まりが望まれる。